

第5章 社会基盤の応急対策

項目	担当班	ページ
第1節 電気、上・下水道、電話の応急対策	建設対策班	261
第2節 道路・河川・都市公園・漁港・鉄道の応急対策	建設対策班	262
第3節 農林水産業に関する応急対策	経済対策班	263

第1節 電気、上・下水道、電話の応急対策

(建設対策班)

社会生活に欠かせない電気、上・下水道、電話の災害時の応急対策については、この節に定めるところによって実施する。

1 応急対策の基本方針

建設対策班及び電気、上下水道、電話に係る各事業者は、各々の災害時対応計画に従い、災害発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。市及び県その他の防災関係機関は、事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

2 災害発生時の連絡体制の確立

- (1) 九州電力(株)中津営業所、西日本電信電話(株)大分支店は、市が災害対策本部を設置した場合には、市との連絡担当者を指定し逐次連絡が確保できる体制をとる。
- (2) 人身に係わる二次災害が発生するおそれがある場合、また、発生した場合は、市のほか県、警察機関、消防機関、海上保安部に迅速に通報する。

3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

4 応急対策にあたっての市及び県の支援

市及び県は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を行おうとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・斡旋並びにプレスルームの提供等を行い、迅速な応急対策を支援する。

また、以下の事項について各事業者から要請を受けた市及び関係機関は、可能な範囲で協力する。なお、各事業者は、市に紹介・あっせん等を求める場合、建設対策班に連絡する。

- (1) 道路に倒壊した樹木や飛来物の除去及び道路損壊箇所の仮復旧
- (2) 道路損壊等による孤立地区への復旧要員、資機材の輸送
- (3) 復旧要員の宿泊、待機場所及び車両の駐車場としての学校等公共施設の貸与
- (4) 広報車両、防災行政無線、有線放送等による停電、復旧状況の広報

第2節 道路、河川、都市公園、漁港、鉄道の応急対策

(建設対策班)

各種応急対策の遂行に重大な影響を与える道路、河川、都市公園、漁港、鉄道の応急対策については、この節に定めるところによって実施する。

1 応急対策の基本方針

建設対策班及び道路、河川、都市公園、漁港、鉄道に係る各管理者等は、各々の災害時対応計画にしたがい、災害発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。市及び県その他の防災関係機関は、管理者等から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

2 災害発生時の連絡系統

「第2部 第2章 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に定めるところによる。

3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各管理者等は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

4 応急対策にあたっての市及び県の支援

市及び県は、各管理者等が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を行おうとする場合、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・斡旋並びにプレスルームの提供等を行い、迅速な応急対策を支援する。

なお、各管理者等は、市に紹介・あっせん等を求める場合、建設対策班に連絡する。

第3節 農林水産業に関する応急対策

(経済対策班)

災害による農林水産物等の防護と被害の軽減は、この節に定めるところによって実施する。

1 農地及び農業用施設に対する応急措置

(1) 農地

河川の洪水等により農地が冠水した場合は、農作物の被害を考慮し、状況に応じポンプによる排水を行う。

(2) 用排水路

洪水時、警戒体制に関する情報の収集と水位の状況を把握し、水路への流入を止めるとともに、排水の操作を行い、冠水防止に努める。

(3) ため池

ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合は、堤体決壊防止のための応急工事を実施する。必要があるときは取水施設を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位の低下に努める。

また、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるとともに、危険な場所への立ち入り禁止や、通行止めなどの安全対策を行う。

なお、堤体決壊防止のための応急工事や避難については、地区や水利組合と相互に連携を図るものとする。

(4) 農道

災害応急対策上重要な農道の復旧に対して優先的に行う。

崩土の除去等必要な措置を講じ、交通の確保を図るものとする。

2 農作物応急対策

農作物の応急対策は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

3 畜産関係応急対策

(1) 市の責任体制

畜産関係の災害応急対策は、県の家畜保健衛生所（以下「衛生所」という。）の指導の下、次の関係機関の協力を得てこれを実施する。

- ① 農業協同組合 ② 農業共済組合 ③ 全農大分県本部
- ④ 獣医師会 ⑤ (社) 大分県畜産協会宇佐支所

(2) 家畜の診療

市は、衛生所に診療班の派遣を要請するものとする。

(3) 家畜の防疫

市は、衛生所に診療班の派遣を要請し、家畜伝染病予防法に基づき実施するものとする。

(4) 家畜の避難

ア. 水害による浸水等災害の発生が予想され、又は発生した場合で家畜を避難させる必要を認めたときは、振興局と連絡を密にして家畜飼育者に家畜を避難させるよう指導するものとする。

イ. 市はあらかじめ被災家畜を集中管理できる家畜市場、家畜管理所などの適当な場所を選定しておくものとする。

なお、災害が発生した場合は、市はその他の機関の協力を得て被災家畜を集中管理場に收容し、県(家畜診療班)による応急診療を実施するとともに、管理人の選定、飼料の確保供給につとめるものとする。

(5) 飼料等の確保

被災家畜飼育者又は避難家畜に対する飼料等が現地において確保できないときは、振興局に確保斡旋について要請するものとする。

(6) 畜産物の搬出対策

農家が生産した畜産物が災害に伴う交通途絶等により搬出ができないときは、市は、県災害対策本部農政対策部畜産班（農林水産部畜産振興課）にこれら搬出について協力を要請するものとする。

4 林産物応急対策

下記対策を各農家が行う。

(1) 苗畑対策

[干 害]

- ア. 適当な灌水を行う。灌水は日中を避け、朝夕の涼しいときに継続して行う。
- イ. 灌水できない所では、蒸散抑制剤を散布し、葉面及び土壌からの水分の蒸発防止をする。
- ウ. 苗間にわらなどを敷き土壌の蒸散を防止する。
- エ. は種床では、朝に日覆をかけ、夕方に日覆を取り外し、夜露に当てる。
- オ. 除草剤の多使用を避け、中耕除草は干ばつ時にはしないか、又は実施する場合は表面を軽く削る程度に止める。
- カ. 地温が30℃を超えると微粒菌核病が発生しやすいので、適宜灌水するか土壌消毒をする。
- キ. 薬剤散布は日中を避け、朝夕の涼しいときに行う。

(2) 造林木対策

[干 害]

干害対策としては、尾根筋、風衝地帯では干ばつ時の下刈り作業を避け、造林地の水分の蒸発を抑制する。

[風 害]

- ア. 日頃から防風林帯をつくり、枝打ちを行わないなど被害防止に努める。
- イ. 台風等により林内に被害を受けた場合、50%以上の根返り幹折等の被害林地については倒伏木を整理し、暴風地帯を設け、今後の台風被害の軽減に十分留意し再造林を行う。
- ウ. II 齢級以下の幼稚林の根ゆるみ及び倒伏木等は、回復の見込みがあるものについては早い機会に倒木起こし等を実施し回復に努める。

[潮 害]

潮害被災林については、被害の程度を考慮し、元玉より柱材1本の利用が不可能な林分については耐潮性等を考慮しながら改植再造林を行う。

